

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p> <p><b>第1 組織体制の整備</b></p> <p><b>1 府の組織体制の整備</b> 府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。 <b>（追記）</b></p> <p><b>(1) 平常時に活動する組織</b></p> <p>ア 大阪府防災会議 （略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部 府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。 〔組織〕 本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<b>（追記）</b>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p><b>(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織</b></p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒体制 （略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理指令部 災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。 〔組織〕 指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長 指令部員 報道監、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、戦略事業室事業推進課長、<b>戦略事業室空港・広域インフラ課長</b>、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、府民</p>	<p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p> <p><b>第1 組織体制の整備</b></p> <p><b>1 府の組織体制の整備</b> 府は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。 <u>また、府と市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</u></p> <p><b>(1) 平常時に活動する組織</b></p> <p>ア 大阪府防災会議 （略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理対策推進本部 府の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。 〔組織〕 本部長 知事 副本部長 副知事（3名）、危機管理監 本部長 危機管理室長、副首都推進局長、政策企画部長、報道監、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<u>IR推進局長</u>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p><b>(2) 災害時又は災害発生の恐れがある場合に活動する組織</b></p> <p>ア 大阪府防災・危機管理警戒体制 （略）</p> <p>イ 大阪府防災・危機管理指令部 災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、府域における災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。 〔組織〕 指令部長 危機管理監 指令部副部長 危機管理室長 指令部員 報道監、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、戦略事業室事業推進課長、<u>戦略事業室空港・広域インフラ課長</u>、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、府民</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>文化総務課長、<b>(追記)</b>、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長</p> <p>なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。 《地域情報班》 大阪府防災・危機管理警戒班又は大阪府防災・危機管理指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>地域情報班長 土木事務所地域防災監<sup>※</sup></p> <p>地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員</p> <p>※土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。(以下、同じ)</p> <p>ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部</p> <p>大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度5弱又は震度5強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事（3名）、危機管理監</p> <p>本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<b>(追記)</b>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長</p> <p>なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。 《地域警戒班》 大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>地域警戒班長 土木事務所地域防災監</p> <p>地域警戒班員 府民センタービル内出先機関の職員</p> <p>エ 大阪府災害対策本部</p> <p>防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第10条第1項）</p>	<p>文化総務課長、<b>企画課長</b>、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室長、農政室長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長</p> <p>なお、災害、事故・事件等の態様に応じ指令部員を限定して、指令部会議を開催する。 《地域情報班》 大阪府防災・危機管理警戒班又は大阪府防災・危機管理指令部が活動を開始した場合、地域の情報収集を行うために活動を開始する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>地域情報班長 土木事務所地域防災監<sup>※</sup></p> <p>地域情報班員 府民センタービル内出先機関の職員</p> <p>※土木事務所地域防災監とは、土木事務所参事兼地域支援・企画課長を指す。(以下、同じ)</p> <p>ウ 大阪府防災・危機管理警戒本部</p> <p>大阪府防災・危機管理警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき、震度5弱又は震度5強を観測したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備又は府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事（3名）、危機管理監</p> <p>本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<b>IR推進局長</b>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長</p> <p>なお、災害の態様に応じ、構成員を限定する。 《地域警戒班》 大阪府災害警戒本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>地域警戒班長 土木事務所地域防災監</p> <p>地域警戒班員 府民センタービル内出先機関の職員</p> <p>エ 大阪府災害対策本部</p> <p>防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき、震度6弱以上の震度を観測したとき、原子力事業者からの通報（原災法第10条第1項）</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）を発出したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めるときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事（3名）、危機管理監</p> <p>本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<b>（追記）</b>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>《大阪府災害対策本部地域連絡部》</p> <p>大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>地域連絡部長 土木事務所地域防災監</p> <p>地域連絡部員 府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者</p> <p>オ 大阪府現地災害対策本部 （略）</p> <p>カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照） （略）</p> <p>キ 震災応急対策連絡会議の設置 （略）</p> <p><b>2 府の動員体制の整備</b> （略）</p> <p><b>3 市町村の組織動員体制の整備</b> 当該市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。 <b>（追記）</b></p> <p><b>4 その他の防災関係機関の組織体制の整備</b> （略）</p> <p><b>第2 防災拠点機能の確保・充実</b></p>	<p>を受信したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）を発出したとき、特別警報が発表されたとき、その他知事が必要と認めるときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事（3名）、危機管理監</p> <p>本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、<u>IR推進局長</u>、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長</p> <p>《大阪府災害対策本部地域連絡部》</p> <p>大阪府災害対策本部が設置された場合、地域の情報収集を行うために設置する。</p> <p>〔組織〕</p> <p>地域連絡部長 土木事務所地域防災監</p> <p>地域連絡部員 府民センタービル内出先機関の長又は同出先機関の長が指名した者</p> <p>オ 大阪府現地災害対策本部 （略）</p> <p>カ 大阪府水防本部（「大阪府水防計画」参照） （略）</p> <p>キ 震災応急対策連絡会議の設置 （略）</p> <p><b>2 府の動員体制の整備</b> （略）</p> <p><b>3 市町村の組織動員体制の整備</b> 当該市町村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。 <u>また、市町村と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</u></p> <p><b>4 その他の防災関係機関の組織体制の整備</b> （略）</p> <p><b>第2 防災拠点機能の確保・充実</b></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、<b>（追記）</b>耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。</p> <p>また、府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>1 防災拠点の定義 ～ 7 地域防災拠点の整備</b> (略)</p> <p><b>第3 装備資機材等の備蓄 ～ 第4 防災訓練の実施</b> (略)</p> <p><b>第5 広域防災体制の整備</b></p> <p>府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><b>1 広域防災体制の整備</b> <b>(1) 府県間の応援体制の整備</b> ア 関西圏域内の相互応援体制の整備 (略) イ 他ブロック間の応援体制の整備</p> <p>府は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」<b>（追記）</b>に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会、<u>九都県市</u>、<b>（追記）</b>との連携強化を進める。</p> <p>また、関西広域連合とともに、隣接地域である中部、<u>中国及び四国地域</u>との連携体制を整備する。</p> <p><b>第6 人材の育成</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。</p>	<p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、<b>非構造部材を含む</b>耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。</p> <p>また、府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>1 防災拠点の定義 ～ 7 地域防災拠点の整備</b> (略)</p> <p><b>第3 装備資機材等の備蓄 ～ 第4 防災訓練の実施</b> (略)</p> <p><b>第5 広域防災体制の整備</b></p> <p>府、市町村、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p> <p>また、府域における大規模災害発生時において府が防災関係機関に対し広域的な応援を要請する際に備え、別に定める広域的支援部隊受入計画に基づき、円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>さらに、府は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性をはかりながら、関西広域連合や構成団体及び構成県等からの応援をはじめ、その他、全国からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><b>1 広域防災体制の整備</b> <b>(1) 府県間の応援体制の整備</b> ア 関西圏域内の相互応援体制の整備 (略) イ 他ブロック間の応援体制の整備</p> <p>府は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」、<b>「<u>関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定書</u>」</b>、「<b>関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定</b>」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会、<u>関東九都県市</u>、<u>中国地方知事会</u>、<u>四国知事会</u>との連携強化を進める。</p> <p>また、関西広域連合とともに、隣接地域である中部との連携体制を整備する。</p> <p><b>第6 人材の育成</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>また、府は、<u>関西広域連合</u>が実施する専門的な研修等を活用し、<u>防災担当職員</u>の災害対応能力の向上を図る。</p> <p>(追記)</p> <p>1 職員に対する防災教育 ～ 3 家屋被害認定を行う者の育成 (略)</p> <p>第7 防災に関する調査研究の推進 ～ 第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備 (略)</p> <p>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。</p> <p>1 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用 ～ 2 市町村の体制整備 (略)</p> <p>3 <b>受援体制の強化</b> 府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築を計画しておくこととし、<u>応援要員の従事を想定する業務の整理</u>、<u>応援機関の活動拠点</u>、<u>応援要員の集合・配置体制</u>、<u>資機材等の準備及び輸送体制等</u>について必要な準備を整える。</p> <p>(追記)</p> <p>第10 事業者、ボランティアとの連携</p> <p>府、市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被</p>	<p>また、府は、<u>国や関西広域連合等</u>が実施する専門的な研修等を活用し、<u>幹部職員及び</u>防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。</p> <p><u>さらに、府は、国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努める。</u></p> <p>1 職員に対する防災教育 ～ 3 家屋被害認定を行う者の育成 (略)</p> <p>第7 防災に関する調査研究の推進 ～ 第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備 (略)</p> <p>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p>府及び市町村は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。</p> <p>1 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用 ～ 2 市町村の体制整備 (略)</p> <p>3 <b>応援・受援体制の整備</b> 府及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、<u>応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順</u>、<u>応援機関の活動拠点</u>、<u>応援要員の集合・配置体制</u>、<u>資機材等の準備及び輸送体制等</u>について必要な準備を整える。</p> <p>(1) <u>応援・受援計画の目的</u> <u>支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。</u></p> <p>(2) <u>計画に定める主な内容</u> ア <u>組織体制の整備</u> イ <u>他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ</u> ウ <u>人的応援に係る担当部局との調整</u> エ <u>災害ボランティアの受け入れ</u> オ <u>人的支援等の提供の調整</u> カ <u>全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ</u> キ <u>人的・物的資源の管理</u></p> <p>第10 事業者、ボランティアとの連携</p> <p>府、市町村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成 29 年 3 月）	今回修正
<p>災情報の整理、支援物資の管理・輸送等) については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。(追記)</p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p>	<p>災情報の整理、支援物資の管理・輸送等) については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。<u>また、市町村は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。</u></p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回変更
<p><b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</p> <p>さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</p> <p><b>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</b> （略）</p> <p><b>1 防災情報システムの充実</b> （略）</p> <p><b>2 無線通信施設の整備</b> 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。</p> <p><b>(1) 府 ～ (2) 府警察</b> （略）</p> <p><b>(3) 市町村</b> ア 市町村防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実 イ <u>消防無線デジタル化</u>の整備充実 ウ MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備 エ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保</p> <p><b>(4) 指定行政機関 ～ (6) 防災相互通信用無線の整備</b> （略）</p> <p><b>第2 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、<u>防災行政無線</u>、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。</p> <p>府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進める</p>	<p><b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</p> <p>さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</p> <p><b>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</b> （略）</p> <p><b>1 防災情報システムの充実</b> （略）</p> <p><b>2 無線通信施設の整備</b> 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。</p> <p><b>(1) 府 ～ (2) 府警察</b> （略）</p> <p><b>(3) 市町村</b> ア 市町村防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実 イ <u>消防救急デジタル無線</u>の整備充実 ウ MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備 エ 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保</p> <p><b>(4) 指定行政機関 ～ (6) 防災相互通信用無線の整備</b> （略）</p> <p><b>第2 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに<u>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める</u>など、情報収集伝達体制の強化を進める。</p> <p>府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進める</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>ほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の<b>24時間常駐体制</b>をとるものとする。 市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</p> <p><b>第3 災害広報体制の整備</b></p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。</p> <p><b>1 広報体制の整備</b></p> <p>(1) 災害広報責任者の選任 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任</p> <p>(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理</p> <p>(3) 広報文案の事前準備 ア 地震の規模・津波・<b>余震</b>・気象・海象・水位・放射線量等の状況 イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ エ 要配慮者への支援の呼びかけ オ 災害応急活動の窓口及び実施状況</p> <p>(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保</p> <p><b>2 緊急放送体制の整備 ～ 5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</b> (略)</p> <p><b>第4 気象観測体制の整備</b> (略)</p>	<p>ほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の<b>24時間常駐体制</b>をとるものとする。 市町村は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</p> <p><b>第3 災害広報体制の整備</b></p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。 また、府及び市町村は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。</p> <p><b>1 広報体制の整備</b></p> <p>(1) 災害広報責任者の選任 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任</p> <p>(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理</p> <p>(3) 広報文案の事前準備 ア <b>地震情報（震度、震源、地震活動等）</b>・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況 イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ エ 要配慮者への支援の呼びかけ オ 災害応急活動の窓口及び実施状況</p> <p>(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保</p> <p><b>2 緊急放送体制の整備 ～ 5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</b> (略)</p> <p><b>第4 気象観測体制の整備</b> (略)</p>
<p><b>第3節 消火・救助・救急体制の整備</b> (略)</p>	<p><b>第3節 消火・救助・救急体制の整備</b> (略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第4節 災害時医療体制の整備</b></p> <p>府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、被災地外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受け入れについても支援に努める。</p> <p><b>第1 災害医療の基本的考え方</b> (略)</p> <p><b>第2 医療情報の収集・伝達体制の整備</b></p> <p>府、市町村及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。</p> <p><b>1 広域災害・救急医療情報システムの整備</b> 府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。 <u>(追記)</u></p> <p><b>2 連絡体制の整備 ～ 3 その他</b> (略)</p> <p><b>第3 現地医療体制の整備 ～ 第9 医療関係者に対する訓練等の実施</b> (略)</p>	<p><b>第4節 災害時医療体制の整備</b></p> <p>府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、被災地外からの医療救護班の受け入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受け入れについても支援に努める。</p> <p><b>第1 災害医療の基本的考え方</b> (略)</p> <p><b>第2 医療情報の収集・伝達体制の整備</b></p> <p>府、市町村及び医療関係機関は相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。</p> <p><b>1 広域災害・救急医療情報システムの整備</b> 府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市町村及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。 <u>また、府、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</u></p> <p><b>2 連絡体制の整備 ～ 3 その他</b> (略)</p> <p><b>第3 現地医療体制の整備 ～ 第9 医療関係者に対する訓練等の実施</b> (略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第5節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。</p> <p>（追記）</p> <p>第1 陸上輸送体制の整備 ～ 第6 交通規制・管制の確保 （略）</p>	<p><b>第5節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>府、市町村その他の防災関係機関は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、<u>災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</u></p> <p>第1 陸上輸送体制の整備 ～ 第6 交通規制・管制の確保 （略）</p>
<p><b>第6節 避難受入れ体制の整備</b></p> <p>市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。</p> <p>さらに、府、市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</p> <p>第1 避難場所、避難路の指定 ～ 第3 指定避難所の指定、整備 （略）</p> <p>第4 避難誘導体制の整備</p> <p>1 市町村</p> <p>市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>市町村は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。</p> <p>また、市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、<u>気象庁</u>等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実</p>	<p><b>第6節 避難受入れ体制の整備</b></p> <p>市町村は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。</p> <p>さらに、府、市町村は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</p> <p>第1 避難場所、避難路の指定 ～ 第3 指定避難所の指定、整備 （略）</p> <p>第4 避難誘導体制の整備</p> <p>1 市町村</p> <p>市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>市町村は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等の地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。</p> <p>また、市町村は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、<u>気象台</u>等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>2 学校、病院等の施設管理者 (略)</p> <p>3 不特定多数の者が利用する施設の管理者 (略)</p> <p>第5 広域避難体制の整備 ～ 第8 斜面判定制度の活用 (略)</p> <p>第9 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。<b>(追記)</b></p> <p>府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。</p>	<p>実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>2 学校、病院等の施設管理者 (略)</p> <p>3 不特定多数の者が利用する施設の管理者 (略)</p> <p>第5 広域避難体制の整備 ～ 第8 斜面判定制度の活用 (略)</p> <p>第9 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。<u>また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u></p> <p>府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに<u>育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第7節 緊急物資確保体制の整備</b></p> <p>府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。</p> <p>また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><b>第1 給水体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第2 食料・生活必需品の確保</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。</p> <p><b>1 府、市町村</b></p> <p>(1) 重要物資の備蓄 ~ (2) その他の物資の確保 (略)</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。 府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する。<b>(追記)</b></p> <p>市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。 ア 府 ~ イ 市町村 (略)</p> <p><b>2 関西広域連合</b> (略)</p> <p><b>3 その他の防災関係機関</b></p> <p>(1) 農林水産省 応急用食料品の調達・供給体制の整備及び米穀の備蓄</p> <p>(2) 近畿農政局（大阪府拠点）</p>	<p><b>第7節 緊急物資確保体制の整備</b></p> <p>府及び市町村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。</p> <p>また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><b>第1 給水体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第2 食料・生活必需品の確保</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。</p> <p><b>1 府、市町村</b></p> <p>(1) 重要物資の備蓄 ~ (2) その他の物資の確保 (略)</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。 府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する<b>とともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。</b></p> <p>市町村は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。 ア 府 ~ イ 市町村 (略)</p> <p><b>2 関西広域連合</b> (略)</p> <p><b>3 その他の防災関係機関</b></p> <p>(1) 農林水産省 応急用食料品の調達・供給体制の整備<b>及び調整並びに</b>米穀の備蓄</p> <p>(2) 近畿農政局（大阪府拠点）</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

災害予防対策  
第1章 活動体制の確立

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡・<b>調整</b></p> <p>(3) 近畿経済産業局 生活必需品等の<b>調達</b>に関する情報の収集および伝達</p> <p>(4) 日本赤十字社大阪府支部 (略)</p>	<p>応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡</p> <p>(3) 近畿経済産業局 生活必需品等の<b>供給</b>に関する情報の収集および伝達</p> <p>(4) 日本赤十字社大阪府支部 (略)</p>
<p><b>第8節 ライフライン確保体制の整備</b> (略)</p>	<p><b>第8節 ライフライン確保体制の整備</b> (略)</p>
<p><b>第9節 交通確保体制の整備</b> (略)</p>	<p><b>第9節 交通確保体制の整備</b> (略)</p>
<p><b>第10節 避難行動要支援者支援体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p> <p><b>第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備</b></p> <p>1 府 (略)</p> <p>2 市町村 府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。 また、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するほか、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要</p>	<p><b>第10節 避難行動要支援者支援体制の整備</b></p> <p>防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等、様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p> <p><b>第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備</b></p> <p>1 府 (略)</p> <p>2 市町村 府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。 また、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する<b>とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</b>避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市町村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の情報把握 ～ (5) 訓練の実施 (略)</p> <p>第2 社会福祉施設の取組み ～第3 福祉避難所の指定 (略)</p> <p>第4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>府及び市町村は、府内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等を行い、来阪外国人旅行者に対しては、災害情報等を提供するためのポータルサイトを多言語で開設する等、外国人に配慮した支援に努める。また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援をできるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの育成に努める。</p> <p>第5 その他の要配慮者に対する配慮 (略)</p>	<p>支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村等が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の情報把握 ～ (5) 訓練の実施 (略)</p> <p>第2 社会福祉施設の取組み ～第3 福祉避難所の指定 (略)</p> <p>第4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>府及び市町村は、<u>府内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や各市町村の地域国際化協会と連携し、府内在住の外国人に対しては</u>防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等<u>に努める。一方、</u>来阪外国人旅行者に対しては、<u>早期帰国等に向けた</u>災害情報等を<u>多言語で</u>提供するためのポータルサイトを<u>通じて発信する等、</u>外国人に配慮した支援に努める。また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援をできるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの育成に努める。</p> <p>第5 その他の要配慮者に対する配慮 (略)</p>
<p>第11節 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p>	<p>第11節 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p><b>第1 防災知識の普及啓発</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p><b>1 普及啓発の内容</b></p> <p>(1) 災害等の知識 (略)</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄</p> <p>イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</p> <p>エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</p> <p>オ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</p> <p>カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加</p> <p>ク 地震保険、火災保険の加入の必要性</p> <p>ケ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</p> <p>(3) 災害時の行動 (略)</p> <p><b>2 普及啓発の方法</b> (略)</p> <p><b>第2 防災教育 ～ 第3 災害教訓の伝承</b> (略)</p>	<p><b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p><b>第1 防災知識の普及啓発</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p><b>1 普及啓発の内容</b></p> <p>(1) 災害等の知識 (略)</p> <p>(2) 災害への備え</p> <p>ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄</p> <p>イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</p> <p>エ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</p> <p>オ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</p> <p>カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加</p> <p>ク 地震保険・<u>共済</u>、火災保険・<u>共済</u>の加入の必要性</p> <p>ケ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</p> <p>(3) 災害時の行動 (略)</p> <p><b>2 普及啓発の方法</b> (略)</p> <p><b>第2 防災教育 ～ 第3 災害教訓の伝承</b> (略)</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第2節 自主防災体制の整備</b></p> <p>府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。</p> <p><b>第1 地区防災計画の策定等</b></p> <p>人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市町村は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。</p> <p>また、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。</p> <p>市町村防災会議は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。</p> <p>なお、市町村防災会議は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</p> <p><b>第2 自主防災組織の育成 ～ 第4 救助活動の支援</b> (略)</p>	<p><b>第2節 自主防災体制の整備</b></p> <p>府及び市町村は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。</p> <p><b>第1 地区防災計画の策定等</b></p> <p>人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市町村は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。</p> <p>また、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（<u>要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。</u>）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。</p> <p>市町村防災会議は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。</p> <p>なお、市町村防災会議は、市町村地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</p> <p><b>第2 自主防災組織の育成 ～ 第4 救助活動の支援</b> (略)</p>
<p><b>第3節 ボランティアの活動環境の整備</b> (略)</p>	<p><b>第3節 ボランティアの活動環境の整備</b> (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第4節 企業防災の促進</b></p> <p>事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。</p> <p>また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。</p> <p>※ 事業継続マネジメント（BCM） BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。 （引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）</p>	<p><b>第4節 企業防災の促進</b></p> <p>事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。</p> <p>また、東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p><u>また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</u></p> <p><u>さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</u></p> <p>府及び市町村は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。</p> <p>※ 事業継続マネジメント（BCM） BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。 （引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第1節 都市防災機能の強化</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。</p> <p>府は、「大阪府都市整備中期計画（案）」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。</p> <p>地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保等、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。</p> <p>市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。</p> <p><b>第1 防災空間の整備 ～ 第6 ライフライン・放送施設災害予防対策</b> (略)</p> <p><b>第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</b></p> <p>府及び市町村は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。</p> <p><b>1 し尿処理（府、市町村） ～ 2 ごみ処理（府、市町村）</b> (略)</p> <p><b>3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）</b> <b>(1) ～ (3)</b> (略)</p> <p><b>(4)</b> 府又は市町村は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。 <b>(追記)</b></p>	<p><b>第1節 都市防災機能の強化</b></p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路、都市公園等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。</p> <p>府は、「大阪府都市整備中期計画（案）」等に基づき、安全で安心できる都市づくりを目指し、都市型水害への対応、洪水・高潮・土砂災害への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。</p> <p>地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保等、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、市町村の都市防災対策を促進する。</p> <p>市町村は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。</p> <p><b>第1 防災空間の整備 ～ 第6 ライフライン・放送施設災害予防対策</b> (略)</p> <p><b>第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</b></p> <p>府及び市町村は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。</p> <p><b>1 し尿処理（府、市町村） ～ 2 ごみ処理（府、市町村）</b> (略)</p> <p><b>3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理（府、市町村）</b> <b>(1) ～ (3)</b> (略)</p> <p><b>(4)</b> 府又は市町村は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。</p> <p><b>(5) 府又は市町村は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</b></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第2節 地震災害予防対策の推進</b></p> <p>第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進 ～ 第5 地震・津波観測体制の整備 (略)</p> <p>第6 建築物の耐震対策等の促進</p> <p>府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、耐震化率（府民みんなでめざそう値）を住宅については平成37年までに95%、多数の者が利用する建築物については平成32年までに95%の目標達成をめざす。</p> <p>また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、液状化対策等を適切に実施する。</p> <p>1 公共建築物 (1) ～ (5) (略) (6) 府、市町村は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。 (追記)</p> <p>2 民間建築物 (略)</p> <p>第7 土木構造物の耐震対策等の推進 ～ 第8 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略)</p>	<p><b>第2節 地震災害予防対策の推進</b></p> <p>第1 新・大阪府地震防災アクションプランの推進 ～ 第5 地震・津波観測体制の整備 (略)</p> <p>第6 建築物の耐震対策等の促進</p> <p>府、市町村をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、耐震化率（府民みんなでめざそう値）を住宅については平成37年までに95%、多数の者が利用する建築物については平成32年までに95%の目標達成をめざす。</p> <p>また、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策、液状化対策等を適切に実施する。</p> <p>1 公共建築物 (1) ～ (5) (略) (6) 府、市町村は、建築基準法及び国等の定める液状化に関する設計基準等に基づき、液状化の発生の可能性及びその程度を予測し、それにより建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じるものとする。 (7) 府、市町村は、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</p> <p>2 民間建築物 (略)</p> <p>第7 土木構造物の耐震対策等の推進 ～ 第8 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略)</p>
<p><b>第3節 津波災害予防対策の推進</b> (略)</p>	<p><b>第3節 津波災害予防対策の推進</b> (略)</p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p><b>第4節 水害予防対策の推進</b></p> <p>府、市町村をはじめ関係機関は、河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。</p> <p><b>第1 洪水対策 ～ 第3 高潮対策</b> (略)</p> <p><b>第4 水害減災対策</b></p> <p>洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。</p> <p><b>1 洪水予報及び水防警報等</b></p> <p><b>(1) 洪水予報</b></p> <p>ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>気象庁</u>と共同して洪水予報を行い、市町村長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。 <u>(追記)</u></p> <p><b>(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</b></p> <p>ア 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 <u>(追記)</u></p>	<p><b>第4節 水害予防対策の推進</b></p> <p>府、市町村をはじめ関係機関は、河川・下水道・港湾・海岸・ため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。</p> <p><b>第1 洪水対策 ～ 第3 高潮対策</b> (略)</p> <p><b>第4 水害減災対策</b></p> <p>洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。</p> <p><b>1 洪水予報及び水防警報等</b></p> <p><b>(1) 洪水予報</b></p> <p>ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、気象庁と共同して洪水予報を行い、府知事及び市町村長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>大阪管区气象台</u>と共同して洪水予報を行い、市町村長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>ウ 府は、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。 <u>エ 近畿地方整備局及び府は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</u></p> <p><b>(2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</b></p> <p>ア 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、警戒水位（氾濫注意水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。 <u>また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。</u> <u>府は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>イ ～ ウ (略)</p> <p>(3) 水防警報の発表 ～ (5) 浸水想定区域の指定・公表 (略)</p> <p>(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 ア (略) イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</p> <p>③ (略)</p> <p style="color: red;">(追記)</p> <p>2 「寝屋川流域水害対策計画」の推進 ～ 3 洪水リスクの開示 (略)</p> <p>4 防災訓練の実施・指導</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>府及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。</p> <p>(2) 地下街等の防災訓練</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</p> <p style="color: red;">(追記)</p>	<p>イ ～ ウ (略)</p> <p>(3) 水防警報の発表 ～ (5) 浸水想定区域の指定・公表 (略)</p> <p>(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 ア (略) イ 上記アにより市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）<u>を作成するほか、</u>当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。<u>また、</u>作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する<u>とともに、</u>当該計画に基づき、避難誘導等の訓練<u>を実施する。</u></p> <p>③ (略)</p> <p style="color: red;"><u>ウ 府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</u></p> <p>2 「寝屋川流域水害対策計画」の推進 ～ 3 洪水リスクの開示 (略)</p> <p>4 防災訓練の実施・指導</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>府及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。</p> <p>(2) 地下街等の防災訓練</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練<u>を実施する。</u></p> <p style="color: red;"><u>また、府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難</u></p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p style="text-align: center;">市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p> <p>5 水防と河川管理等の連携 ～ 6 水防団の強化 (略)</p> <p style="color: red;">(追記)</p> <p>第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 ～ 第6 地盤沈下対策 (略)</p>	<p style="color: red;"><u>訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;">市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p> <p>5 水防と河川管理等の連携 ～ 6 水防団の強化 (略)</p> <p style="color: red;"><u>7 ため池の治水活用</u></p> <p style="color: red;"><u>府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、市町村やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。</u></p> <p>第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 ～ 第6 地盤沈下対策 (略)</p>
<p><b>第5節 土砂災害予防対策の推進</b></p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p style="text-align: center;">土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。</p> <p>1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ～ 4 建築物の移転等の勧告 (略)</p> <p>5 警戒避難体制等</p> <p>市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条)</p> <p style="color: red;">(追記)</p>	<p><b>第5節 土砂災害予防対策の推進</b></p> <p>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p style="text-align: center;">土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。</p> <p>1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ～ 4 建築物の移転等の勧告 (略)</p> <p>5 警戒避難体制等</p> <p>市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条)</p> <p style="color: red;"><u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画</u></p>

大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
<p>6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知</p> <p>地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条、27条、29条）</p> <p>第2 土石流対策（砂防） ～ 第4 急傾斜地崩壊対策 （略）</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の作成・発表</p> <p>大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。</p> <p>また、土砂災害警戒情報の事前情報として<u>土砂災害警戒準備情報</u>を大阪府独自で発表する。</p> <p>（追記）</p> <p>第6 山地災害対策 （略）</p> <p>第7 宅地防災対策</p> <p>1 ～ 3 （略）</p> <p>4 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、大規模盛土造成地の位置の把握を行い、住民等へ周知を図る。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>第8 道路防災対策 （略）</p>	<p><u>（「避難確保計画」を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u></p> <p><u>府及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</u></p> <p>6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知</p> <p>地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、31条）</p> <p>第2 土石流対策（砂防） ～ 第4 急傾斜地崩壊対策 （略）</p> <p>第5 土砂災害警戒情報の作成・発表</p> <p>大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。</p> <p>また、土砂災害警戒情報の事前情報として土砂災害警戒準備情報<sup>※</sup>を大阪府独自で発表する。</p> <p>※ 土砂災害警戒準備情報は、平成30年2月に廃止</p> <p>第6 山地災害対策 （略）</p> <p>第7 宅地防災対策</p> <p>1 ～ 3 （略）</p> <p>4 府及び指定都市、中核市、特例市、権限移譲市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップの作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。</u>また、滑動崩落のおそれ大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>第8 道路防災対策 （略）</p>

# 大阪府地域防災計画（基本対策編） 修正案（新旧対照表）

府地域防災計画（平成29年3月）	今回修正
第6節 危険物等災害予防対策の推進 (略)	第6節 危険物等災害予防対策の推進 (略)
第7節 火災予防対策の推進 (略)	第7節 火災予防対策の推進 (略)